

道路等維持管理業務委託共通仕様書

建設部土木課

第1章 総則

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、酒田市土木課が管理する道路等の維持管理に関する業務委託に適用する。
- (2) 特記仕様書（図面等を含む）に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、設計図書及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

2 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で、合議することをいう。

3 費用の負担

業務の実施に伴う必要な費用は、特記仕様書に明記されている場合を除き、受託者の負担とする。

4 法令等の遵守

- (1) 受託者は業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。

5 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、業務に関する技術及び経験を有する業務責任者を定め、委託者に届け出ること。
- (2) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (3) 受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を

配置すること。

6 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、作業を実施するにあたり、必要に応じて、地域住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受託者は、地域住民等からの要望、もしくは地域住民等と交渉があったときは、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

7 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、道路施設等に損害をあたえたときは、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努めるとともに必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。

2 安全教育

受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。

3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、通行人等の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人等の安全の確保に努めること。

第3章 その他

(1) 廃棄物の処分

- ア 廃棄物の処分は、関係法令等に基づき許可を受けた処分場及び処理施設で行うこと。事前の減免申請手続きのうえ許可を得て、廃棄処分する幹・枝等を酒田地区広域行政組合に持ち込むものとし、長さ1m以内、直径10cm以内にして搬入すること。また搬入にあたっては係員の指示に従うこと。
 - イ 受託者は、着手前に前項の許可書及び契約書等の写しを委託者に提出して承諾を受けること。
- (2) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
 - (3) 受託者は、作業等の際し、原則として火気を使用しない。火器を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意し、火災の防止に務めること。
 - (4) 万一、事故が発生した時は、ただちに委託者及び関係機関に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
 - (5) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに委託者に届けること。
 - (6) 受託者が、委託者の指示に反して、作業を続行した場合及び委託者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
 - (7) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。
 - (8) 作業の続行が困難となったときは、ただちに委託者に報告し、指示を受けること。
 - (9) 作業箇所において、道路施設等に破損等の異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
 - (10) その他特に定めのない事項については、速やかに委託者に報告し、指示を受けて処理すること。